

子ども虐待防止オレンジリボン運動

子どもへの虐待を なくそう!

～今、あなたにできることがあります～



「オレンジリボン運動」は、子どもへの虐待をなくす輪を広げる運動です。

親や養育者による虐待によって、子どもたちの命や心が奪われ、傷ついています。

子ども虐待について理解し、子ども虐待をなくすために、ぜひあなたの力をかしてください。

「子ども虐待」ってどういうこと？ どう

「子ども虐待」という言葉を、聞いたことがあると思います。テレビニュースや新聞で見たり聞いたりすると、特別な事件に見えるかもしれませんが、虐待はみなさんの身近で起こっている行為です。ここ数年、虐待による死亡事例は年間50件を超えており、週に1人が犠牲になっているほどです。また、死亡に至らなくても体や心に傷を負っている子どもたち、助けを求められない子どもたちがとてもたくさんいるのです。

子どもへの虐待は増え続けています

テレビや新聞などで報道されることによって、また、平成12年に児童虐待防止法が施行されたことなどによって、虐待に関心を持つ人が増えています。そのために、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が増えている(右ページグラフ参照)という見方もありますが、虐待そのものが増えているとも言われています。

親子を取り巻く環境が変わってきています

数十年前まで、子どもは大家族や、地域の大人の目に見守られながら育ってきました。しかし、核家族化が進み、また子どもを巻き込んだ犯罪が後を絶たないこともあり、親子だけで、家庭の中で過ごす時間が増えているようです。ご近所付き合いも減り、育児の悩みを気軽に相談できる相手もなく、親子が家庭の中に孤立している状況も多く見られます。

「虐待につながると思われる家庭の状況※」をみてみると、「経済的困難」の45%に次いで、「親族、近隣、友人から孤立」が40%と高い割合を示しています。

※全国児童相談所長会「全国児童相談所における家庭内虐待調査」(1997年)より、複数回答

子どもの心や体が傷つく行為なら、それは虐待です

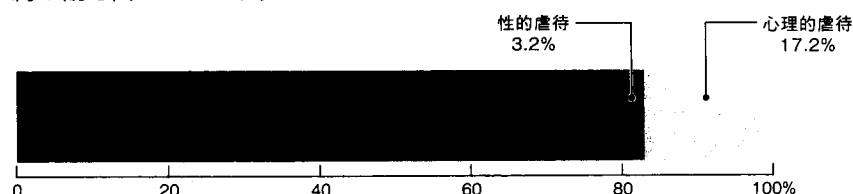
虐待のニュースが流れるたび、虐待した親や養育者は「しつけのためにやった」と言っていることが多いようです。もちろん、生活習慣や社会のルールは教えなくてはなりませんが、そのためには子ども自身の存在を尊重した一貫性のある養育態度が必要です。子どもの心や体を傷つけるような行為はしつけではなく、虐待です。親や養育者がさまざまな原因によるストレスを抱え、そのはけ口が弱い存在である子どもに向けられてしまっていると言えるでしょう。



さまざまな子どもへの虐待があります

虐待は大きく分けて4種類あります。

虐待の内容を見ると、身体的虐待41.2%、ネグレクト38.5%で約8割を占めています。



身体的虐待

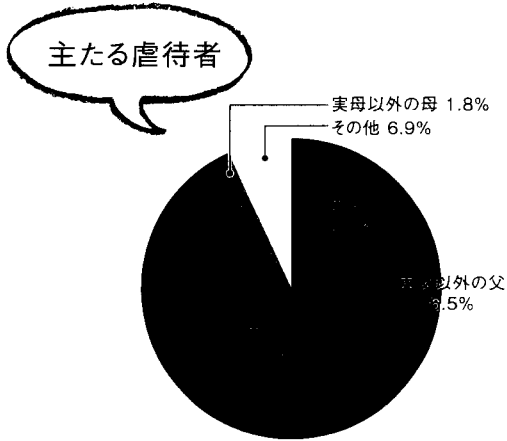
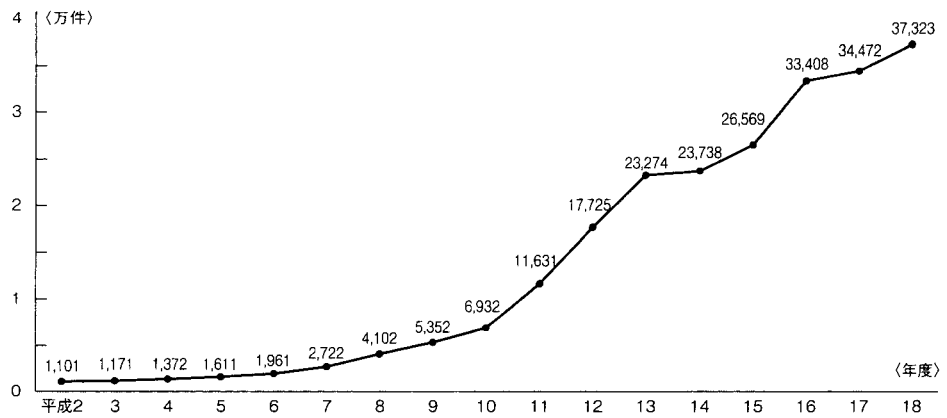
保護者が子どもに、殴る、蹴る、水風呂や熱湯の風呂に沈める、カッターなどで切る、アイロンを押しつける、首を絞める、やけどをさせる、ベランダに逆さづりにする、異物を飲み込ませる、厳冬期などに戸外に閉め出す、などの行為をすること。子どもは、打撲や骨折、頭部の外傷、火傷、切り傷などを負い、死に至ることもあります。

増えてきているの？

データ出典：厚生労働省社会福祉行政業務報告

児童相談所への相談件数は16年で約34倍になっています

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、平成2年度は1101件でしたが、平成18年度は3万7323件となっており、16年間のうちに約34倍にも増加しています。また、児童虐待防止法の施行前の平成11年度の1万631件と比べると、平成18年度は3.2倍にまで増加しています。

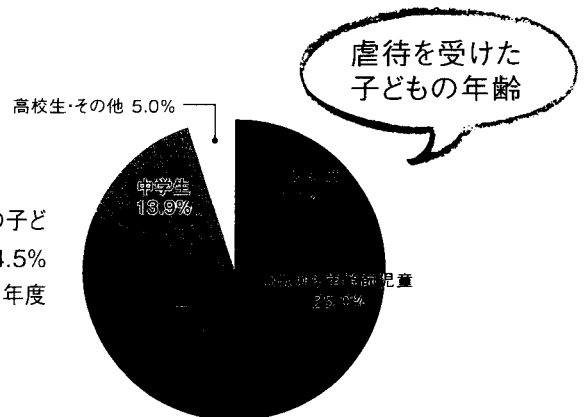


虐待者の6割は実母、2割が実父です

虐待者でもっとも多いのは実母62.8%で、全体における割合は数年来変わっていないものの、平成11年度の調査件数では6750件だったのが、平成18年度調査では2万3422件と3倍以上になっています。実父の割合は22.0%ですから、実父母からの子どもへの虐待が全体の8割以上となっています。

約4割が小学校入学前の小さな子どもたち

0～3歳未満が17.3%、3歳から学齢前児童25.0%ということで、小学校入学前の子どもの合計が42.3%に及んでいます。また、小学生に対する虐待は平成11年度の34.5%から平成18年度では38.8%、中学生への虐待は平成11年度の10.9%から平成18年度の13.9%へと、増加傾向にあります。



性的虐待

性的虐待には、子どもへの性交や、性的な行為の強要・教唆、子どもに性器や性交を見せる、などがあげられます。性的虐待は、本人が告白するか、家族が気づかないとなかなか顕在化しません。実父や義父などから「お母さんに話したら殺すぞ」などと暴力や脅しで口止めをされているケースも少なくありません。

心理的虐待

心理的虐待は、大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、著しくきょうだい間差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つける、子どもがドメスティック・バイオレンスを目撃する、などを指します。いわば、子どもの心を死なせてしまうような虐待、と言えるでしょう。

ネグレクト

保護の怠慢、養育の放棄・拒否など。保護者が、子どもを家に残して外出する、食事を与えない、衣服を着替えさせない、登校禁止にして家に閉じこめる、無視して子どもの情緒的な欲求に応えない、遺棄するなどを指し、パチンコに熱中して子どもを自動車内に放置するなど入ります。



「子ども虐待」についてのギモンQ&A

子どもへの虐待についての疑問をQ&Aとしてまとめました。

基本的な知識ですから、ぜひ知っておきましょう。

虐待についてきちんと知ることが、子どもを虐待から守ることにつながります。

しつけと虐待は違いますか？

子どもが耐え難い苦痛を感じれば、虐待です。

虐待としつけ。この二者間には、しっかりと線引きできないグレイゾーンが存在します。が、多数の事例に関わってきた福祉、保健関係者や精神科医、小児科医などが言うように「子どもが耐え難い苦痛を感じることであれば、それは虐待である」と考えるべきです。

保護者が子どものためだと考えていても、過剰な教育や厳しいしつけによって子どもの心や体の発達が阻害されるほどであれば、あくまで子どもの側に立って判断し、虐待と捉えるべきでしょう。

子どもに暴力を振るわなければ、虐待ではありませんか？

身体的虐待のほか、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待があります。

2～3ページで解説しているとおり、虐待には大きく分けて4種類あります。暴力を振るうなどは身体的虐待ですが、ネグレクト(育児放棄)も大きな問題になっています。幼い子どもを室内に残して外出したり、車中に放置したり、また食事を与えない、病気や虫歯になっても治療しないなどの行為も虐待にあたります。そのほか精神的に著しく子どもの人格を否定することは心理的虐待、子どもに性的な行為を強要するなどは性的虐待にあたります。



「子ども虐待」 心のメッセージ

虐待を受けた子ども、虐待をしてしまったお母さんからの手紙をご紹介します。傷ついた子どもの様子と、子育てに苦しむお母さんの様子から、子ども虐待への対応には、子どもを守り、子育てをする親や養育者を支える視点が必要不可欠なことがわかります。

※事例は、手紙集「被虐待児からのメッセージ 凍りついた瞳が見つめるもの」椎名篤子編(集英社)より



子どものつづやま



「父に体をなでまわされる」

幼稚園くらいまで、父と一緒に寝ていましたが、明け方になるといつも私の体をなでまわしていました。小学生になり、やっとひとりの布団で寝ることができるようになった頃、両親からの暴力が始まりました。それに弟も加わり、学校ではいじめられ、居場所がなく、近所の公園で木や草に話しかけ、野良猫と遊ぶときがいちばん安らげるときでした。



お母さんのつづやま

虐待された子どもは、心にどんな影響を受けますか？

自分を大切に思えず、心に受けた傷に一生苦しむこともあります。

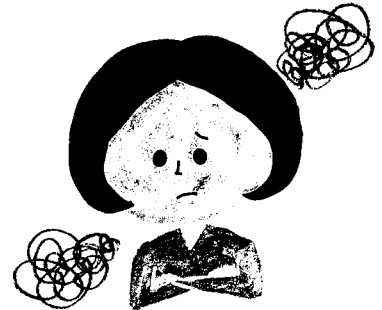
子ども虐待とは、子どもが耐え難い苦痛や、なす術のない無力感を味わうことだと言えます。虐待を受けた子どもには、非常に低い自己評価が特徴的にあらわれます。それは親や養育者から「おまえは何をしてもだめなのだ」「要らない子どもだ」というメッセージを有形無形に受け、自分の存在を肯定できなくなるからです。

自分を受け入れてくれる人や居場所が見つからず自殺を思い詰めたり、自分に自信がなく、対人関係を作るのが苦手で社会生活でも苦労するなど、一生に影響を与えることもあります。

虐待された子どもには、どんなケアが必要ですか？

子どもたちには育て直しや長期間の応援が必要です。

虐待を受けた子どもは、早期に子どもを発見して保護すること、安全に守られる生活を保障し、必要に応じて治療的環境に置くことが必要です。心のケアとして、保護者の代わりに大人が1対1の信頼関係を築き、愛着を結ぶ「育て直し」が必要なことがあります。虐待を受けた子どもが大人になっていくとき、折々に自信がなく不安であることも多く、結婚、子育てまで、継続して支えていくことも大切です。



子ども虐待を通告するのは、よその家庭に干渉するようで気が引けます

一刻も早く子どもを保護し、命を守るために、通告が必要です。

「虐待を通告する」というと、ものものしい感じを受ける方もいるかもしれませんが、関係機関に対して虐待についての情報を伝え、子どもや保護者への支援をスタートさせるきっかけとなるのが通告です。虐待をしている場面を確認しなくても、虐待が起こっていると思ったら通告してください。もし、虐待でなかったとしても、責任を問われることはありません。

通告については10ページも参照してください。

「ビンタを止められない」

息子の2歳の反抗期頃から私の強さ、わがままに耐えきれず、ぶったり、けったりが始まって、かわいいときにくらしいときがものすごいギャップのある生活でした。私自身がパニックになって息子をビンタしたりしているときは止められない状態になり、殺してしまうのではないかと思っていました。子どもと対立して、子どもを負かすために殴っていたと思います。

「あんたなんか死ね」

5歳と2歳の女の子の母親(31歳)です。上の子に「あんたなんか死ね」「嫌われ者」「大キライ」など、毎日何回も言っています。一日のうち急に悲しくなったり、子どもを叱ってみたり、たたいたり、殴ったりもします。体じゅうの血液が逆流するように人格も自分でも別人のようになっていると思います。

「ミルクをあげるのがおっくう」

夫に借金があるのがわかり、息子が6カ月になった頃から、泣き声が耳につき、だんだんうるさくなりました。息子はいい子なのに、私はミルクをあげるのがおっくうで、お腹がすいて泣くのを放っておくのです。息子は泣き疲れ、指をしゃぶりながら眠ってしまいます。申し訳なさで涙が出るのですが、また、同じ事をしてしまう二重人格の私がありました。

「私は子どもを虐待しているかも？」 虐待してしまうのは、どんな場合なのでしょう？

多くのお母さんやお父さんは、子どもを愛しみ育てたいと思っているでしょう。
でも、子どもへの虐待は起こります。なぜなのでしょう？

虐待は、どこの家庭でも起こりうるものです

情報が氾濫している今、「こうしなければならぬ」「こうでなければならぬ」というプレッシャーがお母さんを追いつめ、完璧な親になろうとして、うまく行かずに、子どもに当たってしまうことがあります。夫の生活が仕事中心で育児に協力してくれない、核家族化で親しく相談できる人がいない、など、現代社会が抱えている問題が背景に潜んでいることもあり、子ども虐待は、どの家庭でも起こりうることだと言えます。

虐待を引き起こす要因は何でしょう

虐待の背景は複雑で、親や養育者が抱える事情がいくつも重なって起こるようです。
要因には、以下のようなことが挙げられています。

さまざまな要因

- 育児に不安がある
- 夫が育児に協力してくれない
- 夫婦の仲がよくない
- 経済的に苦しい
- 夫が定職についていない
- 孤立した子育て
- 親自身が自分の親との葛藤を抱えている
- 虐待の世代間連鎖※
- 産後うつ病
- アルコール依存症 など



※連鎖を起こすのは、虐待を受けた人の約3分の1程度という報告があります。
子ども虐待を受けた人のすべてが連鎖を起こすのではなく、その他の多くの人たちは一生懸命に子育てしています。

もし今、虐待しそうだと思ったら

子どもを虐待しそうになってしまったら、すぐに今できる
右の対処法を思い出しましょう。

気持ちを落ち着かせて、冷静になることが大切です。そして
自分だけで想いを抱え込まずに、電話相談するなど、助けを
求めましょう。

気持ちが穏やかなときに、右の3つの方法を確認しておき
ましょう。

子どもから離れて、部屋の外に出てみましょう



子育てに悩みや不安を感じたら

子育てに不安を感じたら、誰かに相談しましょう。育児の悩みが募ると、子どもへの虐待につながってしまうこともあります。思い詰めてしまう前に、育児の相談をしたり、お母さん同士で交流することで、悩みが軽減されたり、解決の糸口がつかめることもあります。詳細については、あなたのお住まいの市区町村におたずねください。

♥ 民間団体が行っている 電話相談を利用しましょう

子育てしていて、つらいことはありませんか？ ひとりで
苦しみ、悩みを抱えていないで、電話相談をしてみませ
んか？

思わず子どもを殴ってしまいそうになったら、その上げ
た手で受話器を握り、電話をかけてみませんか？ 誰か
に自分の気持ちを話すことで、あなたはひとりではなく
なると思います。

☎ 「全国 子育て・虐待防止ホットライン」
0570-011-077 (ナビダイヤル・10～17時・日祝休)

♥ 仲間づくりをしましょう

- 地域子育て支援拠点
(つどいの広場、地域子育て支援センターなど)
- 子育てサークル など



♥ 育児支援のための 家庭訪問を利用しましょう

- 支援を必要とする家庭への訪問
- 出産後の母親への家庭訪問
- 保健師などによる乳幼児家庭訪問 など

♥ 専門職へ相談しましょう

- 乳幼児健康診査
- 保健師、保育士、医療関係者などに相談 など

大きく深呼吸してみましょう



上げたその手で、受話器を持って、電話相談しましょう



家庭を支える子ども虐待防止のネット

子ども虐待の早期発見・早期対応・再発防止には、地域の関係する各機関のネットワークがたいへん重要です。子ども虐待についての情報を持っている方は、最寄りの機関へご相談ください。
(地域によって名称や活動内容が異なることがあります。)

保育園・幼稚園

毎日通う場ですから、親子の気になる様子に気づきやすいのが特徴です。



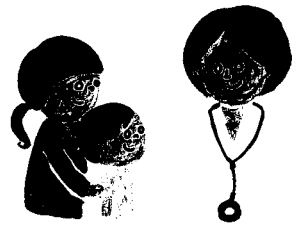
学校

子どもが毎日通うので、気になる様子や変化を察知できます。不登校などの場合は、保護者に連絡を取ったり、児童相談所などと連携を取ります。



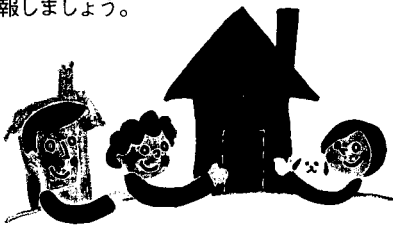
病院・診療所

子どものケガの治療などで、虐待を発見するケースがあります。



近隣住民(すべての国民)

頻繁な泣き声や怒鳴り声、子どものケガや身なりなど、「虐待では?」と気になることがあったら通報しましょう。

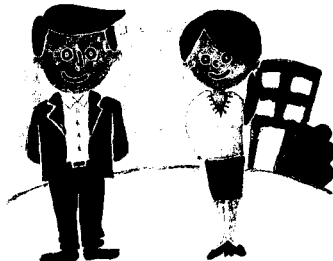


家庭



子ども虐待防止に関わるNPO

電話相談や講演会などを通して、子ども虐待防止に関わる活動を行っています。



民生委員・児童委員・主任児童委員

地域の人などからの情報によって、気になる親子がいれば、児童相談所などと連携して援助や支援を行います。



警察

地域の住民からの通報によって出動し、虐待を発見することがあります。児童相談所の立ち入り調査などに協力します。



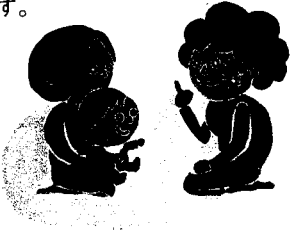
フーク

「児童虐待防止法」によって、子ども虐待は禁止されています

平成12年「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。第三条に、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」とされているように、子どもへの虐待は法律によって禁止されています。また、第六条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」とされており、虐待に気づいた人は、通告する義務があります。

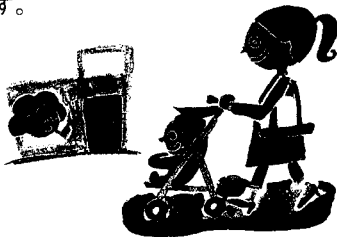
保健所・保健センター

健診や健康相談などを通して、気になる親子がいれば、児童相談所などと連携して援助や支援を行います。



地域子育て支援拠点(つどいの広場、地域子育て支援センターなど)

育児相談などを通して、気になる親子がいれば、児童相談所などと連携して援助や支援を行います。



通告

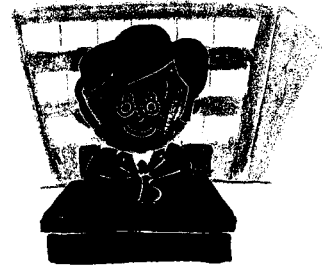
療育センター(障害のある子どもの相談機関)

相談や養育訓練を通して、子どもの様子をキャッチし、虐待があるようなら、通告します。



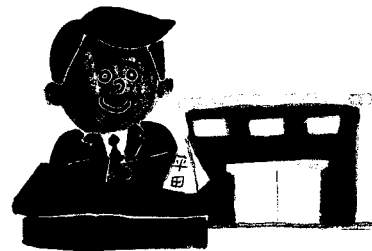
児童相談所

虐待の通告を受け、専門職による調査・判定などを経て親子を支援したり、子どもの施設への入所手続きをします。虐待に対応するためのさまざまな法的権限をもつ機関で、親や養育者が拒否する場合でも、立ち入り調査や一時保護、あるいは親子を分離するために家庭裁判所への申し立てを行うことができます。



市区町村の役所

児童相談所のアドバイスを受けながら、親子を直接援助したり、関係機関をつなぐ大切な役割を担います。



福祉事務所

子ども、お年寄り、障害者への福祉サービスの総合窓口です。第一線で担っています。通告を受け、必要なら面接や訪問などを行い、親子を支援します。

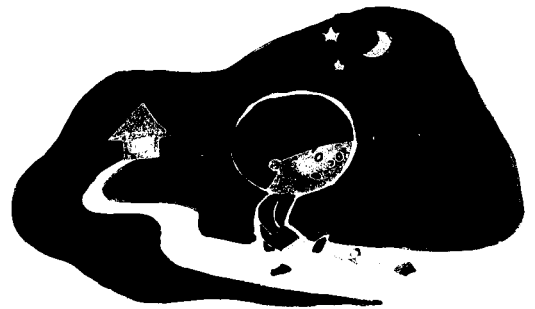


「子ども虐待」かなと思ったとき、あなた

「近所の人虐待しているのでは？」と感じたら、どうせ人ごと……、関わりたくない……という意識は捨てましょう。子どもがひどい状況に置かれているかも知れません。子どもはほとんどの場合、自分から助けを求めることができませんから、子どもを救うために、あなたが、ぜひ行動を起こしてください。

「虐待かな？」と思われる子どもや家庭を知った人は、迷わず通告しましょう

体に殴られたようなあざや切り傷をつけた子どもがいる、汚れた衣服を着て食事を与えられていないような子どもがいる、子どもが厳冬期に戸外に長時間出されている、子どもの姿は見たことがないけれど火がついたように泣いているのがいつも聞こえる、小さな子どもを残して両親がいつも外出し食事や世話を十分にしていない……。このように、著しく様子がおかしい、適切な養育を受けていない子どもがいるようだ、と気づいた方は地域の児童相談所などに通告してください。



● 「虐待といいきれない」と迷ったら、相談してください。

あなたからの相談が、苦しい思いをしている親子がよき援助者に出会えるきっかけになるはずです。

● 事実を目で確認しなくても、匿名でも通告することができます。

相談した人が誰かを特定するような情報は、必ず守られます。

結果として虐待でなくても、通告した人が責められることはありません。

相談は

虐待ともいえないけれど、
ちょっと危なっかしい…

「子どもをひどく叱っている」……など、日常的ではないけれど、気になる親子の様子があったら、可能なら声をかけてみましょう。育児の悩みを話せる相手がいれば、もしかしたら心が少しおだやかになれるかもしれません。でも、あなたが受け止めきれなかったら、無理することなく、児童相談所などへ連絡し、専門職の支援にゆだねましょう

「全国 子育て・虐待防止ホットライン」

☎ 0570-011-077 (ナビダイヤル・10～17時・日祝休)

地域の連絡先を記入しておきましょう

☎ 児童相談所 都道府県、指定都市に設置されています。
<http://www.mhlw.go.jp/support/jidousoudan/index.html>

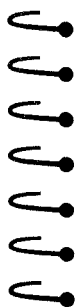
□□□□-□□□□-□□□□

☎ 市区町村の役所 地域の市区町村の子ども虐待に関する担当部署に連絡してください。

□□□□-□□□□-□□□□

☎ 福祉事務所 都道府県、指定都市、市および特別区に設置されています。最寄りの行政機関にお問い合わせください。

□□□□-□□□□-□□□□



子どものこんなサインを見落としていませんか？

ちょっとした「目くばり」「気くばり」で、子どもを虐待から救えます。

右のサインが見られたら、様子を見守り、児童相談所などへの相談をお願いします。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 不自然な傷や打撲のあと | <input type="checkbox"/> 夜遅くまで一人で遊んでいる |
| <input type="checkbox"/> 着衣や髪の毛がいつも汚れている | <input type="checkbox"/> 一時間以上泣き続けたり、一週間以上毎日泣くなど心配な様子がある |
| <input type="checkbox"/> 表情が乏しい | <input type="checkbox"/> 「痛い」「やめて」という声が聞こえる |
| <input type="checkbox"/> おどおどしている | <input type="checkbox"/> 親を避けようとする |
| <input type="checkbox"/> 落ち着きがなく、乱暴になる | |